内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 樹脂クロス製袋、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	紙袋（内張り付き、多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　1　乾性固体（粉末のもの）であって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
　　2　外装容器にドラムを使用する場合には、内装容器は必要としない。
　　3　容器は粉末不漏性のものでなければならない。
　　4　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP26　国連番号が0004、0076、0078、0154、0216、0219及び0386の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
　　PP46　国連番号が0209の危険物に関して、フレーク状又はプリル状のTNT（乾性のもの）には5H2を使用し、許容質量は30kgとすること。
　　PP48　国連番号が0504の危険物に関しては、金属製の容器を使用しないこと。

P113

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、 プラスチック製袋、 ゴム引き繊布製袋、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　1　容器は、粉末不漏性のものでなければならない。
　　2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP49　国連番号が0094及び0305の危険物に関して、内装容器の許容質量を50gとすること。
　　PP50　国連番号が0027の危険物に関しては、外装容器にドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。
　　PP51　国連番号が0028の危険物に関しては、クラフト紙製シート又はワックス紙製シートを内装容器として使用することができる。

P114(a)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、 織布製袋	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーテ	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A又は4N	100kg

樹脂クロス製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	ィングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器（分割仕切り付きのものに限る。）	4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　1　湿性固体に適用する。
　　2　外装容器に気密性の天板取外し式ドラムを使用している場合には、中間容器は必要としない。
　　3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP26　国連番号が0077、0132、0234、0235及び0236の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
　　PP43　国連番号が0342の危険物に関しては、外装容器に1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1又は1N2を使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

P114(b)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
クラフト紙袋、 プラスチック製袋、 織布製袋（粉末不漏性のものに限る。）、 樹脂クロス製袋（粉末不漏性のものに限る。）、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 紙製容器、 プラスチック製容器、樹脂クロス製容器（粉末不漏性のものに限る。）又は木製容器	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1又は1N2	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G又は4G	30kg

注　1　乾性固体に適用する。
　　2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP26　国連番号が0077、0132、0234、0235及び0236の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
　　PP48　国連番号が0508及び0509の危険物に関して、金属製容器を使用してはならない。
　　PP50　国連番号が0160、0161及び0508の危険物に関して、外装容器にドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。
　　PP52　国連番号が0160及び0161の危険物に関して、外装容器に1A1、1A2、1B1、1B2、1N1又は1N2を使用する場合には、当該外装容器は内部又は外部からの要因による内部圧力の上昇による爆発危険を防止する構造のものであること。

P115

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量